

1 . 件名 : 「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」

2 . 日時 : 令和2年10月23日(金) 13時30分 ~ 16時10分

3 . 場所 : 原子力規制庁 10階会議室 (一部TV会議により実施)

4 . 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

長谷川安全規制管理官、猪俣上席安全審査官、二平係員

日本原燃(株)

再処理事業部再処理工場技術部部長(設工認) 他5名

三菱重工(株)

原子力セグメント 安全高度化対策推進部 主幹プロジェクト統括

5 . 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)に関し、令和2年10月20日の審査会合()等を踏まえて、当日提出資料に基づき、申請書記載事項の整理状況等について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・審査会合でも指摘したとおり、申請書の最終的な形態をどのようにするのかのイメージをして作業を進めない限り手戻りが生じる。また、第1回申請においては、それ以降の申請を考慮したうえで、何を対象として申請するかを検討すること。
- ・設工認申請対象設備の類型化において、貯槽と加熱器を容器、温度計と無線装置を計装設備として同一の機種に分類するなど、機器の類似性や網羅性の説明が困難な例が見られた。設備の類型化においては、機種と類型化の関係性を整理しつつ、合理的な理由をもって各機器の類似性や網羅性を説明できるようにすること。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6．その他

提出資料

「類型化リストの整備と代表機器選定」

「設工認申請書における設備の分類対応について」

令和2年10月20日の審査会合

「第378回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合」